



令和7年度 安全報告書



信頼を心で運ぶ市バス・地下鉄
横浜市交通局

ごあいさつ

日頃から、横浜市営地下鉄・市営バスをご利用いただきありがとうございます。

横浜市営交通は 100 年以上にわたり、市民のみなさまに身近な交通機関として、毎日、横浜のまちを走り続け、現在では 1 日約 98 万人のお客様にご利用いただいております。

近年、市営交通の経営を取り巻く環境は、人口減少・超高齢社会の到来、原材料費や労務費等の高騰による運送コストの上昇、人材の確保がこれまで以上に困難になっていることなど、大きく変化しています。

一方で、頻発・激甚化する自然災害への備えや、初期開業から 50 年以上が経過した地下鉄施設の老朽化など、先送りせずに進めていくべき安全対策上の課題もあります。

こうした状況のなか、市営交通では、令和 5 年度（2023 年度）に策定した『市営交通中期経営計画 2023-2026』において、「安全の確保」を事業の最優先事項と位置づけ、職員の安全意識の向上や、安全運行を維持するための施設・設備の更新等に、計画的に取り組んでいます。

市営交通事業を取り巻く環境が変わっても、私たちが果たすべき「市民のみなさまの足として、安全で確実な運行を提供する」という使命は変わりません。

安全はすべての事業活動の基盤であり、未来にわたってその使命を果たし続けるため、『横浜市交通局経営理念』及び『横浜市交通局安全方針』のもと、全職員が一丸となって、輸送の安全の確保に取り組んでまいります。

横浜市交通事業管理者

三村 庄一

目 次

I 交通局の安全確保に係る基本的な考え方	4
1 安全に関する基本方針	
2 輸送の安全を確保する体制	
II 交通局における安全の取組の全体像	6
1 運輸安全マネジメント制度に基づく継続的な改善	
2 安全風土の醸成と安全教育	
3 職員の健康管理と働きやすい職場づくり	
4 お客様のご意見等	
III 高速鉄道事業（市営地下鉄）の安全の取組	10
1 輸送の安全を確保する体制	
2 令和7年度安全重点施策・目標達成状況	
3 安全の取組	
4 令和8年度安全重点施策	
IV 自動車事業（市営バス）の安全の取組	21
1 輸送の安全を確保する体制	
2 令和7年度安全重点施策・目標達成状況	
3 安全の取組	
4 令和8年度安全重点施策	

Ⅰ 交通局の安全確保に係る基本的な考え方

1 安全に関する基本方針

安全な運行の提供は交通事業者にとって最優先の課題であり、あらゆる取組の基盤です。「横浜市交通局経営理念」「横浜市交通局安全方針」に基づき、お客様に安全な交通サービスを提供し、安心してご利用いただける市営交通を目指します。

横浜市交通局経営理念

私たちの決意

私たちは、市民のみなさまの足として、安全・確実・快適な交通サービスを提供し、お客様にご満足いただけるよう、経営力を高め、持続的な改善に取り組みます。

- 1 安全意識を高く持ち、安全確保を最優先します。
- 2 お客様の声を大切にします。
- 3 いつも笑顔で、挨拶を励行します。
- 4 公正かつ誠実に行動します。
- 5 常に課題を明らかにし、チャレンジします。

私たちのメッセージ

信頼を心で運ぶ市バス・地下鉄

平成 7 年 5 月 31 日制定、平成 19 年 5 月 21 日改正

横浜市交通局安全方針

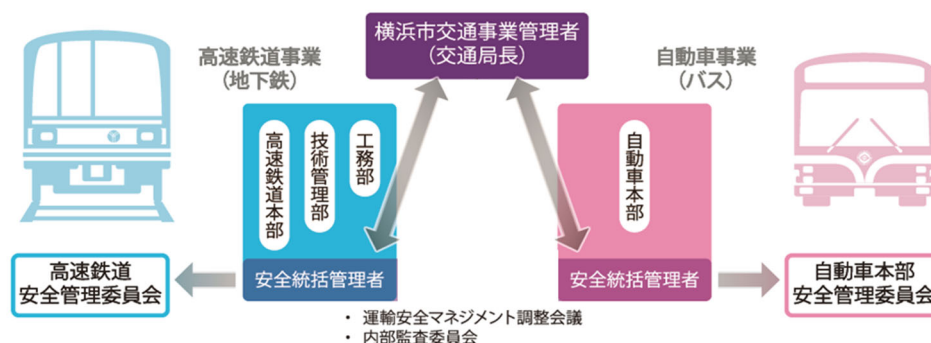
私たちは、安全な運行の提供がお客様への最大のサービスであることを認識し、どなたにも安心してご利用いただける市営交通をめざします。

- 1 安全意識を高く持ち、決められたルールを深く認識し、しっかり守ります。
- 2 安全を維持し向上させていく取組を常に見直し、改善に努めます。
- 3 安全な車両・設備などの提供に努めます。
- 4 日ごろからコミュニケーションを活発にし、安全第一の職場風土を築きます。

平成 19 年 2 月 21 日制定

2 輸送の安全を確保する体制

安全管理規程に基づき、次の体制で安全を推進します。

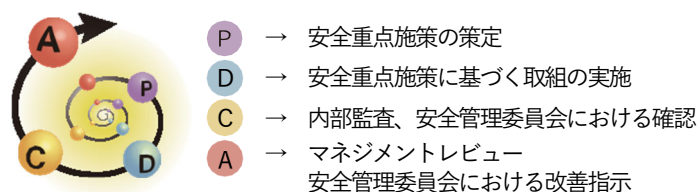


横浜市交通事業管理者（交通局長）	三村 庄一
高速鉄道事業：安全統括管理者（交通局統括安全管理者）	村田 守廣
自動車事業：安全統括管理者（交通局自動車本部長）	亀本 武伸

横浜市交通局 安全管理体制（令和8年4月1日現在）

2-1 輸送の安全を維持向上・改善する仕組み（PDCAサイクル）

輸送の安全確保に関する施策の「計画（P）」、確実な「実施（D）」、進捗状況や結果の「評価（C）」、必要な「見直し（A）」を行います。



2-2 安全管理委員会（高速鉄道（地下鉄）・自動車（バス）それぞれ毎月開催）

安全に係る取組の実施状況を確認します。また、事故の未然防止策など安全性の向上を図る施策について検討・立案、進捗確認、実施後の振り返りを行います。

	高速鉄道（地下鉄）	自動車（バス）
内容	委員・部会報告、月例報告、対策実施 進捗状況の確認 など	定例報告、個別案件報告、提案議題の 議論 など

2-3 運輸安全マネジメント調整会議（適宜開催）

局内の全ての部が参加し、高速鉄道・自動車の両事業部に共通する課題の検討や、部門間の情報共有を行います。

II 交通局における安全の取組の全体像

1 運輸安全マネジメント制度に基づく継続的な改善

(1) 内部監査

安全に係る取組について、高速鉄道部門・自動車部門・総務部門が相互の部門を監査します。

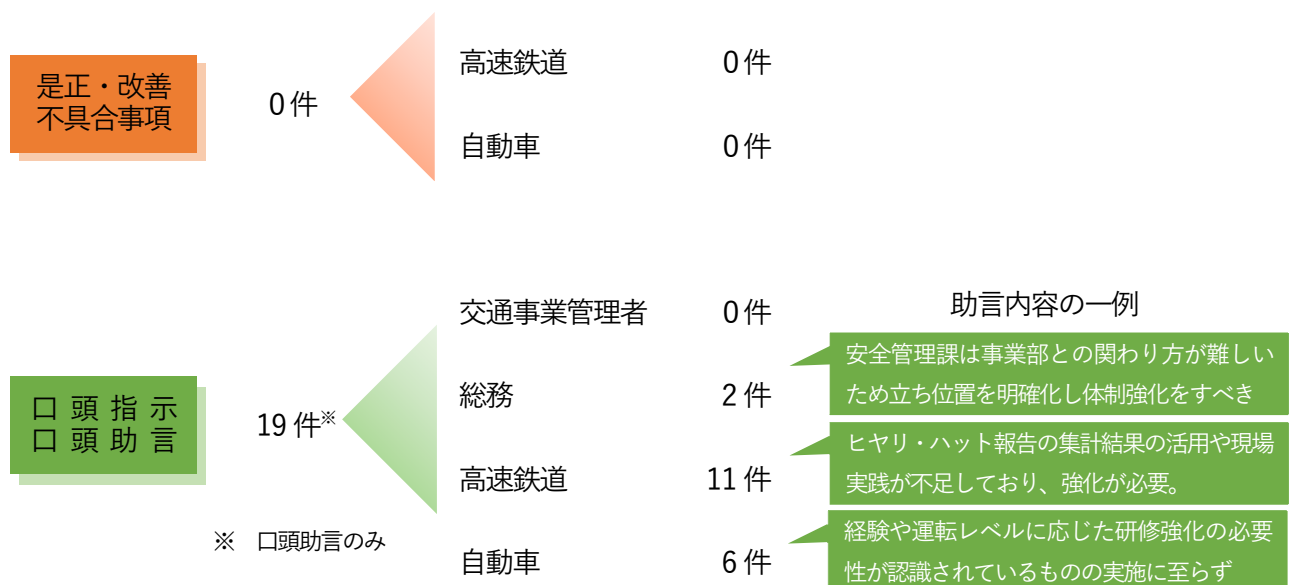
令和7年度は24名の監査員が監査を行いました。監査員の力量向上のため、外部研修への職員派遣や、他チームの監査への立会い、経営責任職及び監査員経験のある責任職による監査員への助言などを行い、監査の質の向上を図りました。

① 被監査組織



※令和7年度内部監査結果（令和7年7月～10月実施）

② 監査結果





(2) マネジメントレビュー

交通事業管理者（交通局長）が、令和 7 年度の安全に係る取組を振り返りました。

部門	局長コメント
高速鉄道	- 運輸職員は特に代替わりのスピードが早いので、経験値の違いを捉え、アプローチの方法を変えていかなければならない。 - マネジメント層にベテランが多いことから、自分が教わったように教育したがるが、今の若い世代に伝わっていないと思う。求めているものは何か検証し対応してほしい。 - 多くの部署で成り立つ鉄道部門で最も重要なものはコミュニケーションである。情報の共有ができて初めて旅客サービスに繋がる。その基礎がコミュニケーションである。
自動車	- 分散している少ない人的リソース、時間を、多方面に費やすのではなく、今必要としていることに振り向けてほしい。 - ヒヤリ・ハット情報の活用について、全員で情報を共有していくことは有意義だが、労力を少なく活用できる仕組み、システムを構築してほしい。 - 今の新採用乗務員の運転技術と、これまで入局してきた乗務員から考える我々の求める期待値や水準にギャップが生じているのではないかと。新しい乗務員の運転技術を高めていくことはもちろんだが、求める期待値・水準について、考えることも必要である。
総務	- 本庁と各事業所・現場の衛生管理者が連携し、職員が元気に働けるよう、方策を立てて丁寧に検証している。 - 職員の多くが不規則勤務かつ分散されている職場においては、職員の状況把握が難しく、衛生管理者が重要な役割を担っている。望ましい姿を踏まえ、令和 9 年度に向けた健康管理体制について検討を進めるとともに、実行に向けた具体化を図ってほしい。

2 安全風土の醸成と安全教育

(1) 局長研修・対話会

局長等経営責任職が高速鉄道・自動車の各現業職場に赴き、局の現状を伝え、職員との意見交換を延べ54回実施しました。

	高速鉄道				自動車	合計
	駅務管理所	乗務管理所	総合司令所	保守管理所	バス営業所	
回数	10 回	9 回	3 回	9 回	23 回	54 回
参加職員数	312 名	157 名	36 名	211 名	344 名	1,060 名

(2) 安全統括管理者による職員研修

両事業の安全統括管理者が講師となり、本庁勤務職員を対象に、運輸安全マネジメント制度の取組などについて研修を行っています。

令和7年9月に両安全統括管理者が主に新人・転入職員を対象に対面研修を実施し、その研修動画を局内で閲覧できるよう配信し、本庁勤務の職員全員が受講できるようにしました。

(3) 安全研修

交通局で発生した重大事故を通して、職員一人ひとりが安全について主体的に考え、自らの行動を改めて見つめなおす場として、令和3年度から全職員を対象とした安全研修を実施しています。令和7年度は342名の責任職・職員及びグループ企業職員が受講し、令和7年度末で、バス乗務員の一部を除く全職員の受講が完了しました（受講者数：2,978名）。なお、バス乗務員については令和8年度に受講完了予定です。

研修では、重大事故について感じたことや、安全に対する想い、自分の職場でのリスクなどについてグループ討議を行っています。

(4) 交通局安全大会

過去の事故を風化させることなく事故と向き合い、安全運行維持の重要性、安全意識のさらなる向上を図るため、安全大会を開催しています。令和7年度は、12月1日（月）に関内ホールで第19回大会を開催しました。また、当日の映像を各職場に配信し研修等の機会を活用して、参加できなかった職員に共有しました。

安全管理部長から「安全はこれをやったから、ここまでやったからで終わるものでなく、絶えず途切れることなく取り組み続け、現状に満足することなく、常に新たなリスクにも目を向けていかなければならない」というメッセージが、交通局長からは「日頃の業務の中に潜んでいるリスクを改めて見つめなおし取り除くため自分に何ができるか考えていただきたい」、「皆さんそれぞれがご自身の言葉で次の世代に安全の大切さを伝えてほしい」というメッセージが送られました。

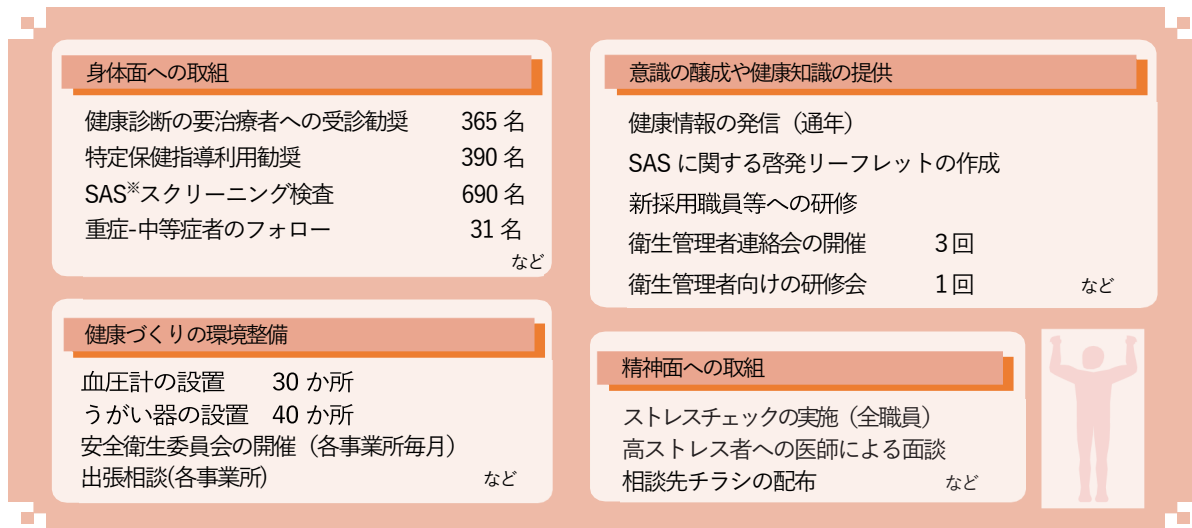


▲局長による講評

3 職員の健康管理と働きやすい職場づくり

(1) 職員の健康管理

安全な運行が保たれるよう、健康管理の面から職員の支援を行っています。健康に関する正しい知識を情報発信するとともに産業医・保健師による職員の健康相談や指導、メンタルヘルス対策などに取り組んでいます。



※SAS：睡眠時無呼吸症候群

(2) 職員向けアンケート

交通局の経営理念や安全の取組について、毎年、全職員を対象にアンケートを実施しています。職員の理解度や実践状況を把握し各職場での取組に活かしています。

経営理念に関するアンケート	安全の取組に関するアンケート
・交通局経営理念について ・安全に対する意識について ・職場の組織風土について	・交通局安全方針について ・安全重点施策について ・ヒヤリ・ハット情報への意識 活用について ・安全確保の取組への捉え方について
ほか	ほか

4 お客様のご意見等

お客様からのご意見・ご要望等は真摯に受け止め、重要性や緊急性に応じて、計画的に対応しています。

	地下鉄	バス	その他	合計
全体件数	1,197 件	2,047 件	51 件	3,295 件
お褒め	34 件	239 件	0 件	273 件
ご意見・ご要望等	1,163 件	1,808 件	51 件	3,022 件

III 高速鉄道事業（市営地下鉄）の安全の取組

1 輸送の安全を確保する体制

1-1 横浜市高速鉄道安全管理規程

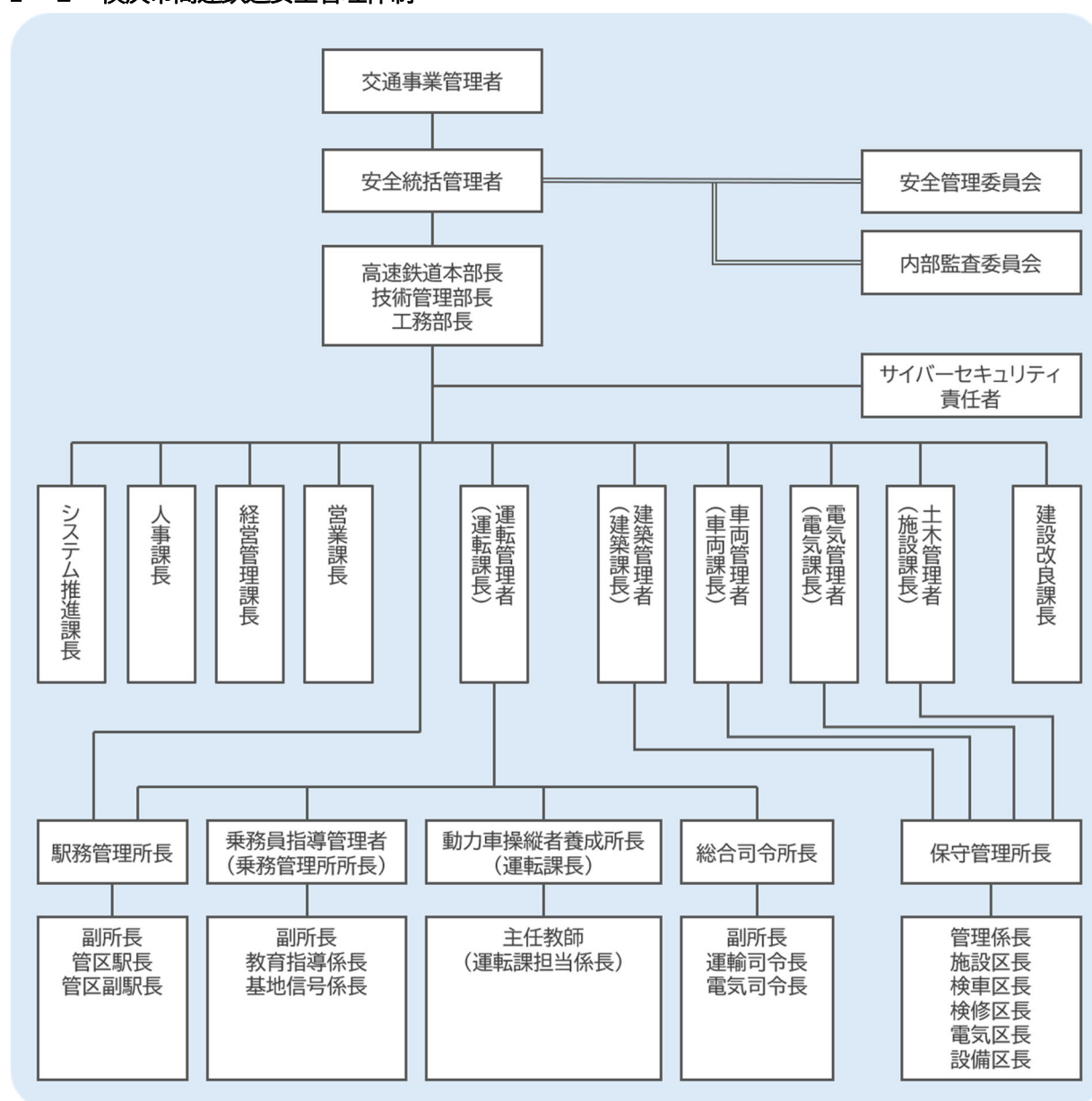
（鉄道事業法第18条の3に基づき平成18年12月28日制定 最近改正（施行）令和8年4月1日）

輸送の安全を確保するために、次のことについて規程として定めています。

- 輸送の安全を確保するための事業の運営方針等
- 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制と方法

※ 横浜市高速鉄道安全管理規程の全文は、交通局ホームページでご覧いただけます。

1-2 横浜市高速鉄道安全管理体制



令和8年4月1日現在

2 令和7年度安全重点施策・目標達成状況

2-1 令和7年度安全重点施策・目標達成状況

基本的な考え方

これまでに発生させた事故と向きあい、一人ひとりが決められた手順やルールを順守し、基本動作を徹底することにより、お客様に安心を感じていただける、安全で安定した市営地下鉄の運行を提供します。

取組計画

1 安全意識を高く持ち、決められたルールを深く認識し、しっかり守ります。

- ・基本動作の徹底
- ・安全意識やリスクに対する感性の向上

2 安全を維持し向上させていく取組を常に見直し、改善に努めます。

- ・異常時総合訓練や各所訓練の充実
- ・請負工事・委託業務に伴う監督員のスキルアップ
- ・ヒューマンエラー情報の活用とヒヤリ・ハット
- ・列車の運行に影響を及ぼす工事等における工事監理の徹底
- 改善事例の水平展開
- ・再発防止の徹底

3 安全な車両・設備などの提供に努めます。

- ・異常時対応の強化
- ・故障原因となる装置・設備の改修及び更新
- ・自然災害・施設老朽化への対応等

4 日ごろからコミュニケーションを活発にし、安全第一の職場風土を築きます。

- ・風通しの良い職場づくりおよびハラスメントのない職場
- ・重大事故の風化防止と技術継承
- ・部門間での連携強化
- ・点呼や作業打合せの厳正な執行
- ・職員の健康管理のサポート

到達目標

お客様が安心感を得られる市営地下鉄の提供

令和7年度 安全重点施策目標及び達成状況

目標・目標件数		令和7年度	令和6年度	令和5年度
鉄道運転事故・重大インシデント	0 件	0 件	0 件	0 件
30分以上の本線支障 (有責による輸送障害) ※	0 件	5 件	0 件	4 件

※ お客様の待ち時間が30分以上となる当局起因による輸送障害

2-2 運輸安全に係る各種件数

令和7年度は「鉄道運転事故」「電気事故」「災害※」「インシデント」は発生していません。また、輸送障害件数につきましては下表のとおりです。

※ 災害とは「暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他大規模な事故により鉄道施設又は車両に生じた被害」をいいます。

輸送障害						ヒヤリ・ハット件数		
単位：件						単位：件		
原因 年度	設備の不具合	自然災害	第三者障害	その他	合計	部門 年度	運輸	保守
令和7年度	6	0	0	3	9	令和7年度	889	416
令和6年度	2	0	1	0	3	令和6年度	866	362
令和5年度	5	0	0	2	7	令和5年度	1,360	232

※ 国土交通省令に基づき関東運輸局に届出を行った件数

2-3 令和7年度に発生した30分以上の本線支障

令和7年度に発生した当局起因による30分以上の本線支障は、次のとおりです。

発生日	概要	原因	影響
令和7年4月29日（火）	新羽駅において信号保安装置の異常が発生。当該箇所の復旧作業を実施。	信号保安装置故障	ブルーライン全線 支障時分 87 分
令和7年5月23日（金）	関内～片倉町間において列車発報が動作しない不具合が発生。当該箇所の復旧作業を実施。	列車無線の異常	ブルーライン全線 支障時分 148 分
令和7年10月31日（金）	関内～伊勢佐木長者町間において、ATC及び在線検知装置の停止が発生。当該箇所の清掃及びレールフロー削正を実施。	軌条絶縁不良	ブルーライン全線 支障時分 23 分 （関内駅で 32 分）
令和8年1月14日（水）	横浜駅において信号保安装置の異常が発生。当該箇所の復旧作業を実施。	信号保安装置故障	ブルーライン全線 支障時分 78 分
令和8年3月5日（木）	新横浜駅において軌道内より発煙。当該箇所の清掃を実施。	レール付着の埃から発煙	ブルーライン全線 支障時分 111 分

3 安全の取組

3-1 基本動作の徹底

定期教育等で指差確認称呼等の基本動作の重要性及び徹底を指導し、乗務員室添乗や業務立会いのもと実施状況の確認及び指導を行っています。

(1) 厳正な点呼執行

確実な業務遂行のため、点呼において心身状態、当日の業務内容、注意事項の確認をします。



▲点呼の様子

(2) 指差確認称呼

機器操作時など作業の確認において指差確認称呼を行い、ヒューマンエラーの芽を摘み取ります。



▲指差確認称呼

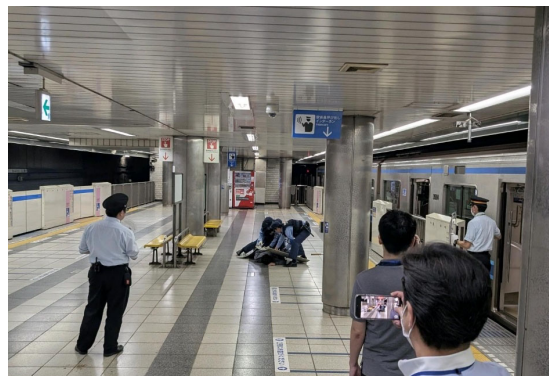
3-2 各種訓練の取組

(1) 故障・トラブル発生時の技能・対応力向上

異常時取扱夜間訓練（6・7月実施）

実際の車両を使用して車両や設備の故障が発生した際の手順を検証し、異常時対応の技量向上を図りました。あわせて、車内傷害事件発生時の取扱いについて訓練を実施しました。

参加部署	総合司令所、乗務管理所、駅務管理所 総務課、人事課、安全管理課、安全教育センター、営業課、運転課、経営管理課
参加人数	120 名



ワンマン運転支援取扱訓練（6・10月実施）

異常時に乗務員だけでなく、駅係員が車内のお客様の避難誘導をスムーズに行えるよう、非常梯子設置及び車両設備（放送装置、列車無線装置、ドアロック等）の取扱いについて訓練を実施しました。

参加部署	駅務管理所、乗務管理所、駅業務受託事業者
参加人数	308 名



▲ワンマン運転支援取扱訓練

異常時総合訓練（11月実施）

地震発生後、地絡による停電発生を題材とし、各所と連携、避難誘導の実地及び情報伝達訓練を行いました。

- ① 地震発生、停電発生後、避難誘導及び緊急対応チームの対応。
- ② 対策本部の設置、各所との連携確認。
- ③ お客様の避難誘導や施設の復旧手順の確認。

参加部署	保守管理所、総合司令所、乗務管理所、 駅務管理所、本庁関係課
参加人数	81名



▲異常時総合訓練（情報伝達訓練）

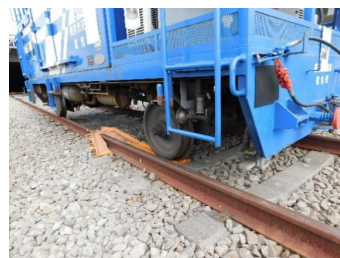
異常時対応訓練（2月実施）

3区（施設・電気・検修）合同で震度5強を想定した復旧訓練を実施しました。

保守用車両脱線、架線切断、枕木損傷を想定した復旧訓練を若手職員主導により実施。

今までにない発想により、電気区所有の保守用車両を脱線させて、検修区と合同で復旧作業を行うなど区を跨いだ訓練を実施しました。

参加部署	川和保守管理所（2月）
参加人数	21名



▲異常時対応訓練



▲異常時対応訓練

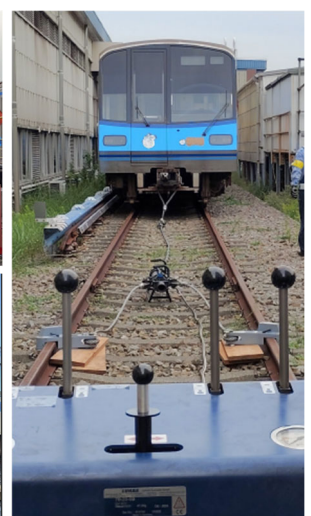
脱線復旧訓練

脱線復旧訓練を3保守管理所の検車区・検修区合同で実施しました。

- ① 台車の緊締及びジャッキアップ
- ② アクセルプッシャー*及びけん引装置
- ③ 搬送仮台車の設置組立
- ④ 車両連結器の解放

参加部署	上永谷検車区・新羽検車区・ 川和検修区（毎月）
参加人数	延べ84名

*車輪を横から押す装置

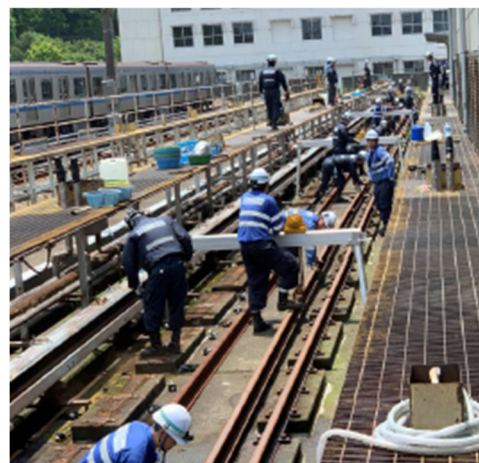


▲脱線復旧訓練

レール交換訓練（7月実施）

レール交換訓練を3保守管理所の施設区・電気区合同で実施しました。若手職員が主体となり、3本（75m）同時交換にチャレンジしました。

参加部署	上永谷施設区・電気区、新羽施設区、川和施設区・電気区（7月）
参加人数	33名（上永谷20+新羽5+川和8）



▲レール交換訓練

(2) 自然災害への対応

災害対応訓練

全国各地で発生している地震や豪雨などの自然災害に備え、お客様を安全かつ迅速に避難していただくために、周辺施設と連携し、各種訓練を以下のとおり実施しました。

- ① 日吉駅：避難誘導訓練（6月）
- ② 戸塚駅：浸水対策訓練（7月）、
駅周辺混乱防止訓練（12月）
- ③ センター北駅：合同防災訓練（9・3月）
- ④ 湘南台駅：火災避難訓練（11月）、
合同防災訓練（1月）



▲浸水対策訓練（止水版設置）

避難誘導訓練（3月実施）

震災発生時の津波による被害を防ぐために、お客様の迅速な避難誘導を目的とした訓練を以下の通り実施しました。

- ① ずい道からの避難出口の所在地確認
- ② 避難経路上の施設及び、備品確認
- ③ 津波対応マニュアルの再確認

参加部署	駅務管理所（3月）
参加人数	26名

風水害対応訓練（5月・6月実施）

障害を未然に防止するため、季節や気候に応じたリスクを普段の点検・検査などで洗い出し、以下の訓練を実施しました。

- ① 5月の期間中に風水害へのリスクに対する気づき抽出
- ② 6月に抽出したリスクに対して予防措置の実施
- ③ 台風通過後の被害調査の実働訓練を実施

参加部署	上永谷保守管理所（6月）、新羽保守管理所（6月）、川和保守管理所（5・6月）
参加人数	163名（上永谷63+新羽51+川和49）

風水害重点点検期間

令和7年5月22日～5月31日



毎日の仕事の中で、風水害へのリスクに対する気づきを終礼時に報告し、「気づき」シートへ記載しよう！

風水害訓練期間

令和7年6月10日～6月30日



洗い出したリスク一つ一つに対して予防措置を考え行動する。ベテラン職員の経験値を継承しよう！

▲風水害訓練実施ポスター

地震時対応訓練（2月実施）

震度5強の地震発生を想定し、以下の訓練を実施しました。

- ① 地震によるリスクを洗い出し、リスト化
- ② 地震によるリスクへの対応策についてグループワークを実施
- ③ 大地震後の道路崩壊を想定した、徒歩によるルート確認
- ④ 高架、変電所、ポンプ室等の巡回と動線の確認

参加部署	上永谷保守管理所（2月）、新羽保守管理所（1月）、川和保守管理所（2月）
参加人数	177名（上永谷63+新羽65+川和49）

(3) 傷害対応訓練

粗暴犯への対応訓練

近年、粗暴犯による傷害事件が多数発生しており、公共の安全に対する脅威となっています。こうした状況を受け、傷害事件への備えを強化することを目的とした訓練を関係機関と連携し、以下のとおり実施しました。

① 戸塚駅（11月）

駅構内において発生した粗暴犯に対する対応および護身術の訓練を、関係機関（警察・JR東日本・区役所）と連携して実施しました。（当局10名参加）

② 上大岡駅（11月）

粗暴犯に対する護身術を学ぶ訓練を警察の協力のもと、鉄道会社（京急電鉄）と合同で実施しました。（当局27名）

③ 湘南台駅（12月）

警察及び鉄道会社（小田急電鉄・相模鉄道）と合同で、傷害事件発生時の対応訓練を実施しました。（当局10名）



▲傷害対応訓練

3-3 安全性向上の取組

当局において過去に発生した重大事故等を教訓とし、安全性向上の取組を進めています。

(1) 規程の整備やマネジメント強化

- ・ 規程に基づき業務が行われていることを確認するため、引き続き内部保安監査を実施。
- ・ 規程等検証改訂部会の分科会を開催。現場作業と規程の整合性を検証、規程類の見直しを実施。

(2) 職員教育の実施

- ・ OJTに加え、業務に必要な知識や経験を、研修や訓練でしっかりと身に付ける職員教育の実施。
- ・ 安全意識、安全法令、職務に応じた役割など、職員の意識向上を図る教育の実施。

(3) 安全に関する情報収集・共有

他事業者の先進的な事例や事故事例などの情報を安全管理委員会で共有し、事例を当局に置き換え、施設、車両、設備、作業手順等の再確認を実施。

(4) 乗務員の睡眠改善

乗務員の睡眠時無呼吸症候群が踊場駅オーバーラン事故の原因となった可能性が高いことから、睡眠改善の取組を進めています。

睡眠改善リーダーの養成

- ・ 令和2年度以降、主に責任職が、日本睡眠改善協議会主催の睡眠改善インストラクター養成講座を受講し、令和7年度現在、8名の睡眠改善インストラクターが在籍しています。
- ・ 睡眠改善リーダー育成研修を実施し、乗務管理所に令和7年度現在、224名の睡眠改善リーダーが在籍しています。

(5) 工事の管理・監督業務の改善

工事の安全性向上を目指し、令和7年度には以下の取組を行いました。

- ・ 監督員の任命要件となる監督員研修を7月に開催し、監督員の心構えや役割など、職員の教育を実施（本研修は3年ごとの受講を義務付けており、令和7年度は130名が受講）。
- ・ 当局職員・請負人等が工事により運行に影響を及ぼすリスク等を洗い出し、リスク等への備えを検討・共有するとともに、施工計画書に反映。
- ・ 複数の業種を含む請負工事において、請負人と異なる業種の技術者等に対して、当該工事における専門作業特有のリスク等について教育。

3-4 安全に係る投資

地下鉄の安全運行を確保するため次のような取組を進めています。

(1) 開削トンネル・シールドトンネル構築補修工事 投資額 16.2 億円*（※令和 7 年度決算見込額。以下同）

臨海部は地下水に塩分が多く含まれるため、塩害により構造物の腐食・劣化が起きやすくなっています。そのため、構造物の長寿命化を目的とした構築補修工事を実施しています。

令和 7 年度は、開削トンネル（三ツ沢下町駅～吉野町駅間）及び宮元町シールドトンネル（吉野町駅～蒔田駅間）の構築補修工事を実施しました。

今後も継続して構築補修を進めます。



▲開削トンネル構築補修



▲シールドトンネル構築補修

(2) 早期運行再開のための耐震補強 投資額 8.3 億円*

大規模地震が発生した場合でも列車の早期運行再開が行えるよう、国の通達に基づき、柱の耐震性能をさらに向上させる耐震補強を実施しています。

令和 7 年度は弘明寺駅～上永谷駅間（開削トンネル部）及びセンター南駅～センター北駅間（高架橋部）で実施しました。



▲開削トンネル部



▲高架橋部

(3) 信号保安装置更新工事（新羽） 投資額 2.8 億円*

信号保安装置は、運用開始から 25～30 年を目途に機器更新を行い、安全性を確保しています。

令和 7 年度は令和 3 年度から実施している北新横浜駅から仲町台駅間の信号保安装置更新工事が完了しました。



▲新羽駅機器室（更新後）

(4) 地下鉄車両の電気機器更新 投資額 4.2 億円*

ブルーライン車両に使用されている A T C 装置等、電気機器の更新を実施しました。

3000N 形は製造から 25 年以上が経過しており、電子部品等の経年劣化が生じる時期に来ていることから、主要電気機器を更新し、車両走行の安全性維持を図りました。



▲A T C 装置・・・列車速度を自動的に制御する装置

(5) 車内防犯カメラの設置拡大 投資額 0.9 億円※

令和7年度は3000N,R形車両（20編成）に車内防犯カメラの設置を完了しました。これにより、ブルーライン37編成中34編成（3000N,R,S形車両及び4000形車両）で車内防犯カメラを運用中です。地下鉄車内の更なる安全強化のために実施している本取組は、令和8年度中にブルーラインへの設置計画を完了させる予定です。



▲3000R 形車両



▲4000 形車両

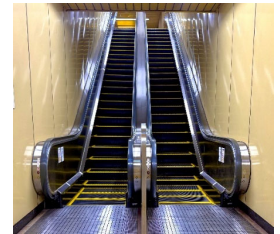
(6) エレベーター・エスカレーター更新工事 投資額 3.2 億円※

お客様に安全・安心にご利用いただくため、エレベーター及びエスカレーターを計画的に更新しています。

令和7年度は、中川駅、桜木町駅のエレベーター計2基と、三ツ沢上町駅のエスカレーター4基を更新しました。



▲更新したエレベーター



▲更新したエスカレーター

4 令和8年度安全重点施策

基本的な考え方

これまでに発生させた事故と向きあい、一人ひとりが決められた手順やルールを順守し、基本動作を徹底することにより、お客様に安心を感じていただける、安全で安定した市営地下鉄の運行を提供します。

取組計画

1 安全意識を高く持ち、決められたルールを深く認識し、しっかり守ります。

- ・基本動作の徹底
- ・安全意識やリスクに対する感性の向上

2 安全を維持し向上させていく取組を常に見直し、改善に努めます。

- ・異常時総合訓練や各所訓練の充実
- ・再発防止の徹底
- ・ヒューマンエラー情報の活用とヒヤリ・ハット改善事例の水平展開
- ・請負工事・委託業務に伴う監督員のスキルアップ
- ・列車の運行に影響を及ぼす工事等における工事監理の徹底

3 安全な車両・設備などの提供に努めます。

- ・異常時対応の強化
- ・故障原因となる装置・設備の改修及び更新
- ・自然災害・施設老朽化への対応等

4 日ごろからコミュニケーションを活発にし、安全第一の職場風土を築きます。

- ・風通しの良い職場づくりおよびハラスメントのない職場
- ・重大事故の風化防止と技術継承
- ・点呼や作業打合せの厳正な執行
- ・部門間での連携強化
- ・職員の健康管理のサポート

到達目標

お客様が安心感を得られる市営地下鉄の提供

項目	到達目標
鉄道運転事故・重大インシデント	0 件
30分以上の本線支障（有責による輸送障害）※	0 件

※ お客様の待ち時間が30分以上となる当局起因による輸送障害

IV 自動車事業（市営バス）の安全の取組

1 輸送の安全を確保する体制

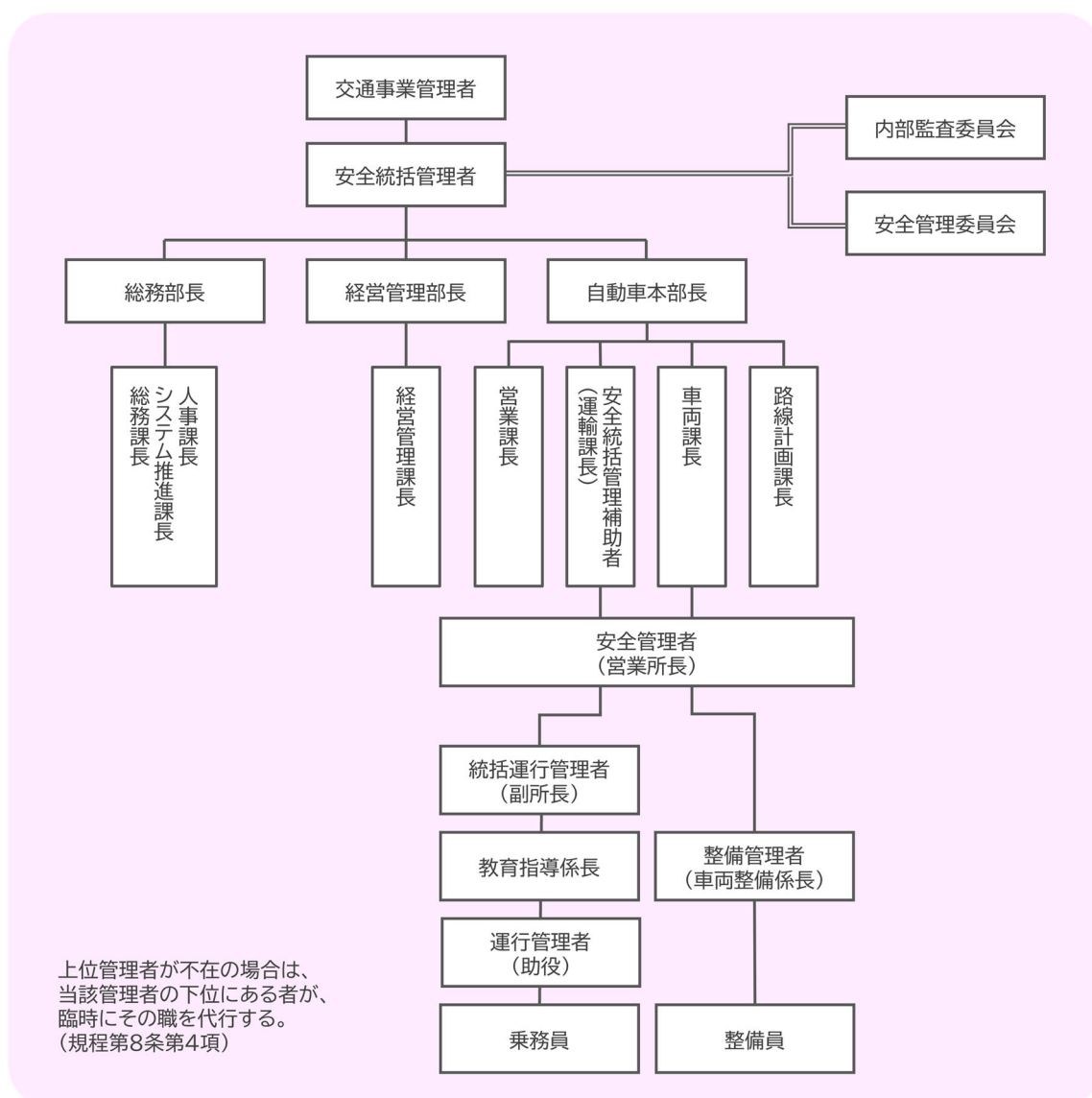
1-1 横浜市交通局自動車安全管理規程

（道路運送法第22条の2に基づき平成18年10月1日制定 最近改正（施行）令和8年4月1日）
輸送の安全を確保するために、次のことについて規程として定めています。

- 輸送の安全を確保するための事業の運営方針等
- 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制と方法

※ 横浜市交通局自動車安全管理規程の全文は、交通局ホームページでご覧いただけます。

1-2 横浜市交通局自動車安全管理体制



令和8年4月1日現在

2 令和7年度安全重点施策・目標達成状況

2-1 令和7年度安全重点施策・目標達成状況

基本的な考え方

平成26年2月17日の重大事故を重く受け止め、全職員が基本、原点に立ち返り、一つひとつの手順を正確かつ確実に実行することで、ヒューマンエラーに起因する事故や重大事故の防止に取り組みます。

また、職員が自ら考え行動するとともに、お客様の気持ちに寄り添う「優しさ」、自分を律する「強さ」、ルールや基本操作を徹底する「素直さ」を持てる職員を育成することにより、安全第一の職場風土の実現と、安全意識の更なる向上を目指します。

さらに、地域と連携した取組によって交通パートナー（お客様を含めた、道路を利用する全ての人と車両）との共存を推進します。

取組計画

1 安全意識を高く持ち、決められたルールを深く認識し、しっかり守ります。

- ・交差点進入時における安全確認の励行
- ・燃費向上の取組強化と運行データの活用
- ・基本ルール（着座完了確認・扉操作時の安全確認・
- ・添乗による指導・教育の強化
- 車内点検等）の徹底
- ・各種研修の充実と指導役を担う乗務員の育成

2 安全を維持し向上させていく取組を常に見直し、改善に努めます。

- ・ヒヤリ・ハット情報の活用強化
- ・バス停の安全対策
- ・走行環境の改善
- ・地域と連携した交通安全啓発活動の継続実施
- ・定時性の向上
- ・災害時等対策の強化

3 安全な車両・設備などの提供に努めます。

- ・路上故障の削減
- ・職場環境の改善
- ・安全性向上のための車両改善

4 日ごろからコミュニケーションを活発にし、安全第一の職場風土を築きます。

- ・厳正な点呼執行
- ・人材育成
- ・職員の健康管理サポート
- ・風通しの良い職場づくり
- ・「安全の日」の取組の継続実施

到達目標

重大事故に直結する可能性が高い事故の防止

令和7年度安全重点施策目標及び達成状況

目標・目標件数		令和7年度	令和6年度	令和5年度
歩行者との接触事故	0 件	3 件	3(※) 件	1 件
自転車との接触事故	0 件	2 件	3 件	2 件

※運行委託先による死亡事故1件を含む

2-2 事故統計

(1) 有責事故件数

単位：件

	年間	10万キロあたり
令和7年度	124※	0.54※
令和6年度	104※	0.40※
令和5年度	102※	0.38※

※保留案件があることから確定値ではありません。

(2) 自動車事故報告規則第2条に規定する事故件数

単位：件

発車反動	急止反動	ドア挟圧	車両動揺	その他	合計
3	4	2	0	3	12

※急止反動・その他には無責の事故も含まれます。

3 安全の取組

3-1 輸送の安全のための措置

(1) ヒヤリ・ハット情報の活用強化

ヒヤリ・ハット活用事例

単位：件

- ・ ヒヤリ・ハット情報をデジタルサイネージ等を使用して、営業所職員に周知しています。
- ・ ヒヤリ・ハット映像を用いKYT（危険予知トレーニング）を行うことで、危険感受性の向上に取り組んでいます。

	ヒヤリ・ハット報告
令和7年度	1,790
令和6年度	1,734
令和5年度	1,671

(2) 職員表彰

単位：名

- ・ 安全運行に努め、無事故、無違反を長期間継続した乗務員を対象として、交通局内で職員表彰を実施しています。
- ・ 国の機関や警察等の外部組織から、長年の業務従事における功績や安全への貢献が顕著な職員が表彰を受けました。

職員表彰名	令和7年度 表彰人数	
	乗務員	整備員
交通局内無事故表彰	33	—
関東運輸局長表彰	11	0
神奈川運輸支局長表彰	16	1
神奈川県警本部長表彰	17	—
日本バス協会長表彰	3	0

(3) 路上故障削減の取組

バス車両の安全を確保するため整備体制の充実とともに職員の技術向上を図り、路上故障の削減につなげます。令和7年度は次の取組を行いました。

単位：件

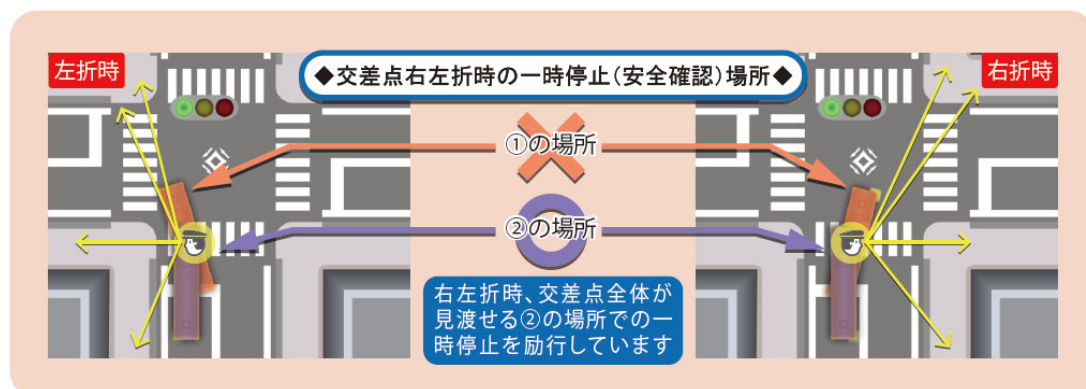
- ・ 不具合情報の検証及び発信
- ・ 故障の傾向や原因分析に基づいた予防整備を実施
- ・ 整備員や整備管理補助者に対する研修を実施
- ・ 整備員に対する外部講師による技術研修を実施
- ・ 電装部品等計画的交換を実施

	路上故障件数
令和7年度	61
令和6年度	62
令和5年度	62

(4) 安全意識の醸成

① 交差点右左折時における安全確認の徹底

交差点での安全確保に高い意識を持ち安全確認の徹底を図るため、各営業所で注意が必要な交差点を全11か所指定し、右左折時の一時停止を義務づけています。



② 毎月17日「安全の日」の取組

平成26年2月17日の重大事故を忘れず、職員一人ひとりの安全意識向上を図るため毎月17日を「安全の日」と定めています。営業所責任職による早朝点呼立会いや日常点検立会い、交差点（11か所）での安全誘導などを実施しています。

(5) バス停留所の安全対策

国土交通省が令和3年1月に公表した安全性確保対策が必要なバス停留所（交差点又は横断歩道前後5mの範囲に車体がかかる場所等）について、関係機関等と調整を図り安全対策を継続して実施していきます。

また、バス停留所の乗車位置の不具合など、営業所から情報収集し、乗降環境整備を行い、お客様が、安全、快適にご利用していただけるよう停留所の環境改善に努めています。



▲バス停留所乗降環境整備

(6) 交通安全教室等の開催

地域の小学校等と連携してバス乗り方・交通安全教室、バリアフリー教室などを開催しています。（令和7年度：29回開催）



▲乗務員席から見えない場所を体験します



▲楽しみながら安全を学習します

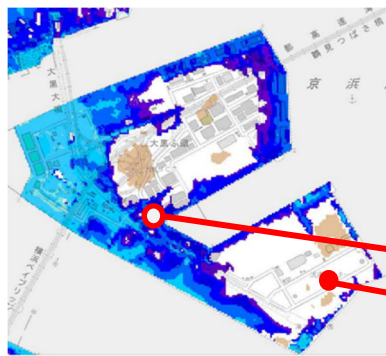
(7) 地震・津波対策の強化

南海トラフ地震や首都直下型地震の発生が高めである状態であることから、大規模地震が発生した場合、初動対応をスムーズに行えるよう「地震・津波初動対応マニュアル」を作成しています。

そのような中、令和7年7月30日にカムチャツカ半島東方沖地震が発生し、東京湾内湾に津波注意報が発表される事案がありました。マニュアルに基づき行動した際に運用面での課題が判明したため内容を見直し、令和8年2月に状況に応じてより対応できるものに改訂しました。

また、鶴見区大黒ふ頭内では、横浜港国際流通センター様の協力で建物高層階への避難訓練を実施しました。

令和7年9月29日 津波避難訓練を実施しました



大黒ふ頭内の津波による浸水予測区域
 最深部でおよそ2メートル程度の浸水
 が予想されています

横浜市 津波避難施設

横浜税関 大黒埠頭出張所

横浜港国際流通センター事務所棟



▲流通センターの4階まで避難します



▲乗務員の指示に従い避難開始します



▲身体の不自由な方もいる前提で行いました



▲階段での避難は難しく時間がかかりました

3-2 輸送の安全に関わる訓練及び研修の充実・強化

事故未然防止研修

- ・ 基本的な運転操作をはじめ、交差点における安全確認方法等、実車を活用した訓練を実施しています。
- ・ ドライブレコーダー映像を教材にした危険予知訓練を実施しています。

開催回数	178 回
参加人数	369 名



事故の再発防止に向けた研修

- ・ 研修の理解度を高めるため、事故発生時や通常業務時のドライブレコーダー映像を使用して講師とマンツーマンで面談を実施し、乗務員に運転の癖を気づかせ、運転技術の向上を目指します。
- ・ 人身事故や静止物との接触事故、構内事故などを起こした乗務員に対して運転技能研修を実施しています。
- ・ 令和3年度から、経験の浅い乗務員を対象に自身の運転を振り返るフォローアップ研修を実施しています。

開催回数	11 回
参加人数	71 名



▲自身の運転映像を用いた指導

新採用乗務員養成研修

- ・ 採用した乗務員が営業所に配属される前に、実車を使用して危険予知や安全確認・省エネ運転等の運転操作を習熟させる研修を実施しています。
- ・ 特に、バス乗務未経験者には初歩的な運転操作から実習させ、習熟度に応じた丁寧な教育を施した上で営業所に配属しています。

開催回数	4 回
参加人数	101 名



▲運行前点検（ボルト・ナット締め具合を確認）



▲実車を用いた運転研修

プラチナマスタードライバー研修

- ・ 全乗務員に対する指導や運転実技研修において中心的な役割を担うプラチナマスタードライバーを対象に、効果的な指導方法や接遇を含めた実践的な訓練を行い、指導力向上を図ります。

開催回数	1 回
参加人数	7 名



▲座学での研修

4 令和8年度安全重点施策

基本的な考え方

平成26年2月17日の重大事故を重く受け止め、全職員が基本、原点に立ち返り、一つひとつの手順を正確かつ確実に実行することで、重大事故やヒューマンエラーに起因する事故の防止に取り組みます。

また、職員が自ら考え行動するとともに、お客様の気持ちに寄り添う「優しさ」、自分を律する「強さ」、ルールや基本操作を徹底する「素直さ」を持てる職員を育成することにより、安全第一の職場風土の実現と、安全意識の更なる向上を目指します。

さらに、地域と連携した取組によって交通パートナー（お客様を含めた、道路を利用する全ての人と車両）との共存を推進します。

取組計画

1 安全意識を高く持ち、決められたルールを深く認識し、しっかり守ります。

- ・安全意識の高い職員の育成
- ・法令をはじめとした基本ルールの徹底
- ・添乗による指導・教育の強化

2 安全を維持し向上させていく取組を常に見直し、改善に努めます。

- ・定時性の向上
- ・バス停の安全対策
- ・厳正な点呼執行
- ・災害時等対策の強化

3 安全な車両・設備などの提供に努めます。

- ・路上故障の削減
- ・職場環境の改善
- ・安全性向上のための車両改善
- ・営業所構内等の改善

4 日ごろからコミュニケーションを活発にし、安全第一の職場風土を築きます。

- ・「安全の日」の取組の継続実施
- ・風通しの良い職場づくり
- ・職員の健康管理のサポート

到達目標

重大事故に直結する可能性が高い事故の防止

歩行者との接触事故 【撲滅】 ／ 自転車との接触事故 【撲滅】

項目	到達目標
歩行者との接触事故	0 件
自転車との接触事故	0 件



信頼を心で運ぶ市バス・地下鉄
横浜市交通局

発行 : 令和8年7月
所在地 : 横浜市中区本町6丁目50番地の10
ホームページ : <https://www.city.yokohama.lg.jp/kotsu/>
お問い合わせ先 : 横浜市交通局高速鉄道本部営業課
電話 : 045 - 671 - 3173